

東日本大震災復興特別区域法のQ & A  
(第3弾：税制上の特例に係る適用等について)

目次

1 復興産業集積区域の設定	… P 1
2 税制上の特例の適用の可否	… P 1
3 指定までの手続き	… P 2

分類	Q	A
1 復興産業集積区域の設定		
	① 復興産業集積区域と復興居住区域は、重なり合う区域とすることはできないのか。	復興産業集積区域として既に定めた区域の中に、復興居住区域を定めることについては、当該復興産業集積区域内に復興居住区域を設定することが、集積を目指す業種の集積を妨げるものでない場合は可能である。
	② 農業以外の業種の集積を目指し、農地に復興産業集積区域を設定することは可能か。	農業以外の業種の集積を目指す復興産業集積区域を、現在農地である土地に定めることを禁止するものではないが、必要最低限の範囲で区域を定めるとか、今後も農地として保全していくべき土地は対象にしない、等の点を考慮する必要がある。 また、現在の土地利用に関する規制上立地できない業種の集積を目指すこととする場合には、立地が可能となるための土地利用に関する計画又は方針の見直しが必要であることについて、復興推進計画において言及するとともに、関係行政機関との情報の共有が必要である。
2 税制上の特例の適用の可否		
	① 法第38条の被災者雇用の税額控除について、雇用人数の基準はあるのか。	法第38条の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除については、雇用人数に係る要件は設定されていない。
	② 法第38条について、税制の特例を受けるためには、新規雇用をしなければならないのか。	法第38条の場合、（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する）被災者雇用者等を雇用している場合に課税の特例を受けることができ、新規雇用を行う場合に限定されていない。
	③ 「雇用」の形態については、正社員、パートなどの区別はないか。	雇用の形態については、特段の要件を定めていない。
	④ 指定事業者が、年度ごとに適用する課税の特例を変更することは可能か。	可能である。 ただし、適用する全ての税制上の特例について、指定事業者事業実施計画書の作成を行い、指定事業者として指定を受ける必要がある。

分類	Q	A
	<p>⑤ 課税免除の減収補填は、平成27年度に指定を受けた場合、平成31年分まで認められるという理解でよいか。</p>	<p>地方税の課税免除の減収補填については、平成28年3月31日までの間に取得した特区法第37条に基づく特別償却等の適用を受ける施設等（以下「対象施設等」という。）が対象となる。</p> <p>（1）不動産取得税については、当該対象施設等に係る減収額について、減収補填をする。</p> <p>（2）事業税及び固定資産税については、当該対象施設等に係る減収額（減収が生じた最初の年度から5年間）について減収分が補填される。</p> <p>例えば、平成27年度に認定地方公共団体が企業を指定し、事業税の減免措置を実施した場合には、平成27年度から平成31年度までの5年間分についての減収額が補填されることとなる。</p>
	<p>⑥ 不動産取得税について、認定日前に企業が土地の取得をしたが、土地の取得とは、登記をした日を指すのか、売買契約をした日を指すのか。</p>	<p>不動産の取得とは、所有権の取得をいう。この場合、取得とは、有償であると無償であるとを問わず、また、その原因が売買、交換、贈与、寄付等のいずれであるかは問わない。仮に、売買により取得した場合は、売買契約をした日を指す。</p>
	<p>⑦ 事業税の課税免除額に対する国の減収補填について、減収分の全額ではなく、[対象施設等の従業者数/県内の事業所等の従業者数]に限定されている。不動産取得税や固定資産税の減収補填措置も同じ考え方なのか。</p>	<p>不動産取得税については、当該対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を課税免除又は不均一課税とした場合に、減収補填をする。</p> <p>固定資産税については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を課税免除又は不均一課税とした場合に減収補填をする。</p>
<p>3 指定までの手続き</p>		
	<p>① 事業者は、複数の業務を行っていることが想定されるところで、指定申請書及び指定事業者事業実施計画書に記載する「実施する復興推進事業」については、主業、従業の関係はないものと考えてよいか。</p>	<p>指定事業者事業実施計画書における「実施する復興推進事業」については、主業であるか従業であるかは問わない。</p>

分類	Q	A
	<p>② 法第37条から法第40条の国税の特例に関して、複数の市町村に事業所を持っている事業者が特例を受けるに当たり、それぞれの事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能か。</p>	<p>指定は特例ごとに受けることとされており、事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能。</p> <p>ただし、課税の特例は事業所ごとではなく、事業者が適用を受けるものであることから、1事業年度において選択適用とされている法第37条、第38条及び第40条に係る課税の特例については、事業者単位で選択することとなり、事業所ごとに異なる特例を選択することはできない。</p>